

# 保育料の算出方法について（中央区納税通知書の様式の場合）

## 1 住民税のお支払いが給与特別徴収のみの方（会社員等で、給与から住民税を引かれている方）

(1) 該当年度の「特別区民税・都民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）」をご覧ください。

この通知は、特別徴収義務者（勤務先等）より、当該年度の5月末までに渡されることとなっています。

(2) 保育料は区市町村民税の所得割額から算出します。ただし、税額控除（人的控除差調整控除及び定額減税を除きます）は適用しない場合の金額となります。以下の通り算出します。

$$\text{保育料の算定の基礎となる区民税所得割額} = \text{A（所得割額⑥）} + \text{B（特別区民税税額控除額）}$$

※人的控除差調整控除及び定額減税の額を除きます

(3) (2) で算出した区民税所得割額を保護者分で合算し、月額保育料・月極延長保育料一覧表にあてはめます。

令和 年度 特別区民税・都民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

|    |  |                |                |          |         |                |            |     |  |
|----|--|----------------|----------------|----------|---------|----------------|------------|-----|--|
| 所得 |  | 給与収入           | 主たる給与以外の合算所得区分 | 課税標準     | 総所得③    | 特別区民税          | 税額控除前所得割額④ |     |  |
|    |  | 給与所得(所得金額調整控除) |                | 山林所得     |         | 税額控除額⑤         | 所得割額⑥      | A   |  |
|    |  | その他の所得計        | 総所得金額①         | 分離短期譲渡   |         | 均等割額⑦          | 納付額        |     |  |
|    |  |                |                | 分離長期譲渡   |         | 都民税            | 税額控除前所得割額④ | 6月分 |  |
|    |  |                |                | 株式等の譲渡   |         | 税額控除額⑤         | 7月分        |     |  |
|    |  |                |                | 上場株式等の配当 |         | 所得割額⑥          | 8月分        |     |  |
|    |  |                |                | 先物取引     |         | 均等割額⑦          | 9月分        |     |  |
|    |  |                |                | 扶養親族該当区分 | 本人該当区分  | 特別徴収税額⑧        | 10月分       |     |  |
|    |  |                |                | 特同老      | 特他老     | 控除不足額⑨         | 11月分       |     |  |
|    |  |                |                | 同老       | 同老      | 既充当額⑩          | 12月分       |     |  |
|    |  |                |                | その他      | その他     | 既納付額⑪          | 1月分        |     |  |
|    |  |                |                | 障        | 障       | 差引納付額(⑧-⑩-⑨、⑩) | 2月分        |     |  |
|    |  |                |                | 基礎       | 基礎      | 変更前税額⑫         | 3月分        |     |  |
|    |  |                |                | 所得控除合計②  | 所得控除合計② | 増減額(⑧-⑫)       | 4月分        |     |  |
|    |  |                |                |          |         | 変更月            | 5月分        |     |  |

所得控除 (摘要)

B 人的控除差調整控除以外の税額控除（例、ふるさと納税や住宅ローンによる控除）は、こちらの摘要欄へ、特別区民税分と都民税分に分けて表示されます。

## 2 住民税のお支払いに普通徴収分がある方（自営業や収入が複数ある方等で、口座振替や納付書で住民税を納めている方）

※給与特別徴収と普通徴収の両方の方法で納付している場合を含みます。

(1) 該当年度の「特別区民税・都民税納税通知書」をご覧ください。

この通知は通常、課税自治体より当該年度の6月中旬までに送付されます。

(2) 保育料は区市町村民税の所得割額から算出します。ただし、税額控除（人的控除差調整控除及び定額減税を除きます）は適用しない場合の金額となります。以下の通り算出します。

$$\begin{array}{l} \text{保育料の算定の基礎となる} \\ \text{区民税所得割額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{所得割額} \\ + \text{特別区民税税額控除額} \end{array}$$

※人的控除差調整控除及び定額減税の額を除きます。

(3) (2) で算出した区民税所得割額を保護者分で合算し、月額保育料・月極延長保育料一覧表にあてはめます。

令和 年度 特別区民税・都民税納税通知書

〒

通知書番号

地方税法第24条及び第294条、中央区特別区税条例第9条並びに東京都条例第24条の2の規定により、年度特別区民税・都民税の普通徴収税額及び公的年金からの特別徴収税額を決定しましたので下記のとおり通知します。

様

賦課期日氏名

賦課期日住所

口座情報

金融機関名

口座種別

口座番号

口座名義人

中央区総務部税務課課税係 03-3546-5270 ~ 5275

口座振替（自動払込）をご利用の方へ

- 個人情報保護のため、口座番号の一部を\*で表示しています。
- 各納期の納期日に振替給付を行います。ただし、納付方法が全期の方は、第1期の納期日に1～4期分の合計税額を振り替えますので、納期日前までに指定口座へ納付税額をご用意ください。
- 口座情報を確認し不明な点がありましたら、取納係03(3546)5276へご連絡ください。

普通徴収

| 期別 | 納期限 | 納付税額(円) |
|----|-----|---------|
|    |     |         |

年金特別徴収(今年度徴収分)

| 回数 | 納期限 | 納付税額(円) |
|----|-----|---------|
|    |     |         |

年金特別徴収(翌年度徴収分)

| 回数 | 納期限 | 納付税額(円) |
|----|-----|---------|
|    |     |         |

収入・所得・特控・雑損等(円)

| 所得控除(円) |  |
|---------|--|
|         |  |

税額明細

| 控除配  | 本人  | 該当区分 | 16歳未満 |
|------|-----|------|-------|
| 老配   | 未成人 | 学生   | 障害    |
| 扶配   | 未婚  | 勤労   | 特別    |
| 親配   | 老親  | 生親   | 普通    |
| 族配   | 同親  | 生親   | 同普通   |
| 該当区分 | 一般  | ひき親  | 同普通   |
| 同普通  |     |      |       |
| 特別   |     |      |       |

公的年金支払者の名称・法人番号

公的年金の種類

税額標準額

特別区民税所得割額

都民税所得割額

合計額

「税額明細」と「特別区民税所得割額」の列を参照し、特別区民税の所得割額と人的控除差調整控除及び定額減税以外の税額控除の額を合計します。